

大和ハウスグループ英国現代奴隷法に関する声明

1. はじめに

大和ハウス工業株式会社およびその子会社（以下「大和ハウスグループ」または「グループ」）は、事業活動およびサプライチェーンにおける奴隷労働および人身取引の防止に向け、取組の改善に努めています。英国現代奴隷法 2015（Modern Slavery Act 2015）第 54 条（以下「本法」）に基づき、本声明は、2026 年 3 月期において、大和ハウスグループ内における現代奴隷制および人身取引の防止のために実施した方針および取組みについて説明するものです。

2. 当社の組織、事業およびサプライチェーン

大和ハウスグループは、不動産開発および建設事業をグローバルに展開しており、住宅、ヘルスケア、オフィス、物流、教育、行政および産業分野において、高品質な建築ソリューションを提供しています。またこれらの中核事業に加え、賃貸管理やメンテナンスなどの関連サービスも提供しています。

大和ハウス工業株式会社（「DHI」）は、日本国内および海外においてこれらのサービスを提供している大和ハウスグループの親会社です。英国においては、Daiwa House UK Limited や Elephant Park Plot H11B LLP などの子会社を通じて、プロジェクトベースの事業活動および事業開発を展開しています。大和ハウスグループは世界全体で 50,390 名を超える従業員を擁し、27 ヶ国で事業を展開しています。

ダイワハウス・モジュラーヨーロッパ B.V.（「DHME」）は、大和ハウスグループに属する欧州のモジュール建築会社です。DHME は主にオランダ、英国、ドイツおよびベルギーにおいて事業を展開しており、住宅、産業、教育分野向けのモジュール建築物の製造・供給に関する事業を行っています。

ダイワハウス・ヨーロッパ B.V.（「DHE」）は、DHME および大和ハウスグループのその他の子会社の持株会社です。DHE はオランダに設立された会社であり、その主な機能は、英国所在の子会社を含む大和ハウスグループの欧州所在子会社に対し、経営管理および事務業務サービスを提供することです。

大和ハウスグループは、戸建住宅、賃貸住宅、マンション、商業施設、事業施設、環境エネルギーの 6 つの主要事業領域において事業を展開しています。

大和ハウスグループの事業活動は、建設資材、部材、設備機器および各種サービスを、国内

外のサプライヤーから調達するサプライチェーンを通じて行われています。これらのサプライチェーンには、特に建設資材、製造、物流、および専門サービスの分野において、複数階層のサプライヤーや下請業者が関与している場合があります。

大和ハウスグループは、当社の中核的価値観を浸透させるとともに、オープンなコミュニケーションおよびフィードバックを促進するため、サプライチェーン・サステナビリティの枠組みを通じて、幅広いステークホルダー（特にサプライヤーおよび協力事業者を含みます。）との連携・対話を行っています。

本声明は、大和ハウス工業株式会社（DHI）が、自社ならびに DHME および DHE を代表して作成するグループ声明です。各社は英国現代奴隷法に基づく報告要件を満たしています。大和ハウスグループの組織および事業活動の詳細については以下のウェブサイトをご参照ください。

- DHI: <https://www.daiwahouse.co.jp/about/>
- DHME: <http://www.daiwahousemodular.eu>
- DHE : <http://daiwahouse.eu>

3. 現代奴隷制および人身取引の防止に関する方針

大和ハウスグループは、人権の尊重が事業活動の根幹をなすものであると認識しており、現代奴隷制および人身取引を含むあらゆる形態の人権侵害も容認しません。そのため、大和ハウスグループは、サプライチェーンおよび事業活動のあらゆる領域において現代奴隷制や人身取引が存在しないことを確保するという大和ハウスグループの取組みを支えるため、適切な方針を整備するよう努めています。また、これらの方針については継続的に見直しおよび更新を行っています。

大和ハウスグループは、2018 年に、「大和ハウスグループ人権方針」を制定し、人権の尊重を大和ハウスグループ行動規範および企業倫理体系における重要な基本原則として明確に位置付けています。

- ・ [大和ハウスグループ人権方針](#)
- ・ [大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範](#)

大和ハウスグループは、これらの方針および原則に基づき、以下の考え方に従って事業活動を行っています。

- 適用される法令および社会規範の遵守:大和ハウスグループの方針は、「世界人権宣言」、「市民的・政治的権利に関する国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」、

および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」等の国際的な基準に準拠しています。

- 事業活動全般にわたる人権の尊重：大和ハウスグループの人権尊重への取組みは、大和ハウスグループの事業活動およびサプライチェーン全体に及びます。
- 不適切な労働慣行の防止：大和ハウスグループは、あらゆる形態の労働搾取を特定、防止および是正に取り組んでいます。

これらの方針は、強制労働、現代奴隷制その他の不適切な労働慣行の防止に関するものを含め、サプライヤーおよびビジネスパートナーに対して大和ハウスグループが求める基準についても定めています。

4. 人権デューデリジェンスの実施プロセス

大和ハウスグループは、現代奴隷制や強制労働を含む人権に関する課題の早期発見および是正を促進するため、従業員に加え、必要に応じてサプライチェーンにおけるビジネスパートナーおよびその労働者も利用できる通報・相談制度を整備しています。これらの制度は、現代奴隷制に関するリスクのみを対象とするものではなく、労働慣行、安全衛生および人権全般に関する幅広い問題を対象としています。

通報された内容は、適用される社内手順に従って審査され、必要に応じて適切な是正措置が取られます。また、グループは善意で懸念を提起した個人が報復を受けないよう保護することを約束しています。

5. リスク評価およびリスク管理

大和ハウスグループは、通報制度に加え、ビジネスパートナーに対してサステナビリティリスクへの対応状況の説明を求めるとともに、必要に応じて外部専門家や下請業者、顧客、サプライヤーとの連携を行いながら、リスクベース・アプローチに基づいて事業活動のモニタリングを実施しています。

また、大和ハウスグループは、現代奴隷制および人身取引を含む労働慣行、安全衛生および人権に関するリスクを特定し、その軽減を図るため、以下の取組を実施し、又は継続的に検討しています。

- サプライチェーンにおける人権リスクを把握するための調査・評価の実施
- サプライヤーおよびビジネスパートナーに対する人権尊重の要請
- 人権リスクが高いと評価された領域への対応の優先実施

大和ハウスグループは、これらの取組みおよび継続的なモニタリングを通じて、サプライチェーンにおけるリスクが特定された場合には、当該ビジネスパートナーとの対話の実施に努め、速やかな改善措置を講じるよう要請する方針です。また、必要に応じて工場その他の事業所を訪問し、その改善状況を確認することを検討します。

これまでのところ、大和ハウスグループの事業活動およびサプライチェーンにおいて現代奴隷制や人身取引に関する重大なリスク事案は確認されていません。

6.有効性の評価

大和ハウスグループは、現代奴隷制および人身取引に関するリスクへの対応の有効性を評価する取組みについて、現在も継続的に発展・整備を進めています。これには、有効性を測定するための適切な主要業績評価指標（KPI）の検討・設定が含まれます。

また、国際的に認められた基準ならびに関連法令および各種ガイダンスを踏まえ、サプライチェーンにおける人権リスクに対する理解の向上、社内体制および関連方針の見直し、規制の動向への対応、ならびに関係するステークホルダーとの対話および啓発活動の推進を通じて、継続的な改善に取り組んでいます。

7. 教育・意識啓発

大和ハウスグループは、法令遵守や人権尊重に関する基本的な理解を深めるため、役員および従業員に対して継続的な教育・啓発活動を実施しています。これには、コンプライアンスおよび企業倫理に関するプログラムの一環として実施される研修も含まれます。

これらの活動は、適切な労働慣行に対する理解を促進するとともに、大和ハウスグループ全体における責任ある事業活動を推進するものです。また、大和ハウスグループは、現代奴隷制および人身取引に関する研修ならびにその防止に向けた取組みについて継続的な見直しおよび実施を行っています。

8. 承認

本声明は、英国現代奴隷法 2015 第 54 条第 1 項に基づき作成されたものであり、2026 年 3 月期に係る大和ハウスグループの現代奴隷制および人身取引に関する声明です。本声明は 2026 年 9 月 9 日に開催された大和ハウス工業株式会社の取締役会において承認されました。

大和ハウス工業株式会社
代表取締役会長
芳井 敬一